



2025年11月10日

各 位

会 社 名 A N Aホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 芝 田 浩 二
(コード番号 9202 東証プライム)
問合せ先 グループ総務部長 鷹 野 慎 太 朗
(TEL. 03 - 6748 - 1001)

第1回社債型種類株式の発行決議ならびに 資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

A N Aホールディングス株式会社(以下「当社」といいます。)は、2025年11月10日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、第1回社債型種類株式(以下「本社債型種類株式」といいます。)を発行すること(以下「本募集」といいます。)を決議(以下「発行決議」といいます。)しましたので、下記のとおりお知らせします。

また、当社は本取締役会において、本募集による本社債型種類株式の発行に係る払込期日(以下に定義します。)を効力発生日として、本社債型種類株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議しましたので、併せてお知らせします。

さらに当社は、本取締役会にて同時に、1,500億円及び67,500,000株をそれぞれ上限とする自己株式取得ならびに自己株式の消却を決議しております。詳細は本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)」をご参照ください。

記

2025年4月30日開催の取締役会において、第1回社債型種類株式ないし第6回社債型種類株式の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)を当社第80回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議すること及び本社債型種類株式に係る発行登録を行うことを決議し、本社債型種類株式に係る発行登録書を同日付で提出しました。

2025年6月27日に開催された本定時株主総会において本定款変更が承認されたことを受け、後段記載の本社債型種類株式の商品性、市場環境や当社における財務戦略・資本政策等を総合的に勘案した結果、今般、本社債型種類株式を発行する環境が整ったものと判断し、本社債型種類株式の発行を決議しました。

また、同時に、上限1,500億円の自己株式取得を行うことを決議しました。資本効率を意識したバランスシートマネジメントの一環として、本社債型種類株式にて成長資金を調達するとともに、資本構成の最適化及びコロナ禍における公募増資によって当社普通株式の株主(以下「普通株主」といいます。)の皆様から払い込まれた資本の一部返還と普通株式の株式数削減を通じた1株当たり株主価値の向上を企図し、この度、本社債型種類株式の発行と自己株式取得の同時決議に至っています。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

【本資金調達等の背景と目的】

1. コロナ禍を経た新たな成長ステージへの移行

コロナ禍において航空業界の事業環境が急激に変化し、厳しい経営環境に見舞われた中で、当社は強靱な企業グループへの生まれ変わりを目指し「事業構造改革」に速やかに着手いたしました。かかる事業構造改革を断行する中、資本金調達として劣後特約付シンジケートローン及び公募増資にて大規模に資本を積み上げ、いち早くアフターコロナを見据えた事業・財務の両面での変革を推し進めたことで、2020 年度にコロナ禍で過去最大の赤字を計上してから、業績を急速に改善してまいりました。2023-25 年度中期経営戦略（以下「現行戦略」といいます。）の中間地点である 2024 年度は、国際線・国内線ともにイールド及び旅客需要が堅調であり、売上高は過去最高となる 2.2 兆円、営業利益は 1,966 億円となりました。成長回帰への足元固めと位置付けた現行戦略期間において、当社は航空事業の稼働力を向上させ、着実に財務基盤を回復させてきました。

足元で業績が急速に改善に向かう中、今後は 2030 年度に目指す姿の実現に向けた新たな成長ステージへと移行します。航空事業に目を向けますと、2029 年の成田空港の発着枠拡大や、2030 年のインバウンド政府目標 6,000 万人、さらにはインド・東南アジアの経済成長に伴う航空需要の増加予測など、今後も大きな成長機会が控えている状況です。

これらの成長機会を前にした、2026 年度以降の次期中期経営戦略においては、成長軌道の実現とさらなる飛躍への備えをする期間と位置付け、国際線の確実な成長、最適なバランスシートマネジメント及び成長投資の強化を図ってまいります。長期的な成長に向けては、人財・DX・航空機への投資が不可欠です。価値創造の源泉である人財が、DX を推進して付加価値を高め、その上で航空機を有効に活用することで、当社の競争優位をさらに高めていき、経営ビジョンの実現と持続的な企業価値向上を目指してまいります。

2. 成長投資資金の確保

本社債型種類株式の発行による調達資金のうち、1,000 億円を航空機投資に充当予定です。今後の成長機会を前に、当社は 2025 年 2 月 25 日に将来的な航空需要の拡大を見据え、コロナ禍で抑制していた航空機の更新や追加発注の決定を公表いたしました。2024 年度末時点の機材数は 278 機ですが、2030 年度にはコロナ禍以前を超える約 320 機（※1）まで増やし、ジョイントベンチャーを軸とした提携戦略も推進しながら、拡大する訪日需要、そして今後の成長の柱となるアジア-北米間の流動を取り込むことで確実に利益成長へつなげてまいります。

3. 自己株式取得と資本構成の最適化

本社債型種類株式の発行による調達資金のうち、残り約 940 億円と手元流動性約 560 億円を合わせて、上限 1,500 億円を自己株式取得資金に充当予定です。自己株式取得を通じ、コロナ禍において普通株主の皆様から払い込まれた資本の一部を、足元業績が急速に回復する中でいち早く返還し、普通株式の株式数削減を通じた 1 株当たり株主価値の向上を企図しています。

社債型種類株式の発行と自己株式取得を組み合わせることで、財務健全性の維持・向上及び資本効率の向上を高い次元でバランス良く実現することができると考えています。また、社債型種類株式の株主資本コストは発行時に決定される配当年率相当分に限定され、普通株式に係る株主資本コストよりも低いため、当社の加重平均資本コスト（WACC）の引き下げにもつながります。

なお、当社の普通株式に係る株主資本コストは、コロナ禍においてレバードベータ（※2）の水準が変化したことや足元のリスクフリーレートの上昇を背景に、コロナ禍以前の 5 %程度から足元では 8 %程度まで上昇しています。企業価値創造の源泉となるエクイティ・スプレッド（※3）を十分に確保すべく、中期的な ROE 目標

この文書は第 1 回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

は12%以上を目安とするとともに、現在の株主資本コスト（8%程度）を引き下げること努め、株主価値の向上により一層取り組んでまいります。

また、これまでの利益の蓄積に加え、本社債型種類株式の発行により自己資本が増強されることで、2020年10月30日付で実行された劣後特約付シンジケートローン（トランシェB、初回期限前弁済可能日：2027年10月29日、借入額：2,000億円）の期限前弁済に係る例外規定（※4）の達成も見込むことができ、今後のさらなる資本政策の自由度の確保につながるものと考えます。

社債型種類株式は、既存の普通株主の皆様の議決権を希薄化することなく成長資金を調達できることに加え、パンデミックの再来等に備えた強固な財務基盤の維持・向上に資するものであり、希薄化の生じない「第二の資本」として、バランスシートマネジメントを実現する新たな資本調達手法です。今後も、資本コストや資本構成を適切にコントロールし、さらなる企業価値向上を目指してまいります。

（※1）2030年度時点におけるグループ全体の機材数（日本貨物航空を除く）

（※2）レバードベータ…企業の事業リスクに加え、有利子負債を考慮することにより財務リスクも反映したベータ。

（※3）エクイティ・スプレッド…自己資本利益率（ROE）－普通株式に係る株主資本コスト

（※4）例外規定…2020年調達の劣後特約付シンジケートローンについて、期限前弁済を行う場合には、その直前の決算期（年度末または四半期末）の連結財務諸表において以下の①を充足する場合、借り換えの資金調達額を②とすることを可能とする規定。

① 実質ネットデット・エクイティレシオ（※i） ≤ 0.73

（※i）分子を（借入金＋社債＋リース債務＋未經過リース料）－（現預金＋有価証券）とし、分母を自己資本金額（純資産－非支配株主持分）として計算。

② （基準値（※ii））－（自己資本金額）

（※ii）トランシェBは9,192億円。

（本社債型種類株式の商品性）

本社債型種類株式は、普通株主の皆様に与える希薄化等の影響を抑えながら、個人投資家を含めた幅広い投資家の皆様に投資可能な商品とすることを企図しており、その商品性は以下のとおりです。

①主な特徴：普通株主の利益保護

本社債型種類株式は、普通株主の皆様の利益を保護する観点から、普通株主の皆様に与える希薄化等の影響を抑えるといった「社債」に類似した側面と、自己資本の拡充という「株式」の側面を兼ね備えたハイブリッドな設計としています。

普通株式の議決権に希薄化が生じない（社債型種類株式には議決権や普通株式への転換権がない）

普通株式に係るROE等の主要な財務指標の算出に際して生じる影響は限定的である（注）1

発行時に定める優先配当金以上の配当が行われない（非参加型）

社債型種類株式の資本コストは発行時に定める配当率相当分であるため、発行から概ね5年間の資本コストは普通株式より低いことが想定される（注）2

（注） 1．普通株式に係るROE等を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 固定配当年率に係る仮条件の範囲内で発行が実現した場合となります。

②主な商品性

本社債型種類株式は、主に以下のような特徴を有する設計としており、かかる特徴を踏まえて、信用格付業者（株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）及び株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。))より、格付評価上の資本性の認定（資金調達額の50%）を取得する予定です（注）。

（注） 本社債型種類株式について、当社はR&IからBBBの予備格付を、JCRからBBB+の予備格付を2025年11月10日（月）付で取得しており、本格付を条件決定日（2025年11月21日（金）から2025年11月26日（水）までの間のいずれかの日）付で取得する予定です。なお、予備格付の付与以降にR&I及びJCRが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

主な特徴

優先配当金	発行から概ね5年間は固定配当（注）、その後は変動配当 普通株式に優先、累積型、非参加型
当社による取得条項	発行から5年後以降等に、金銭対価による取得が可能
借換制限	当社が取得条項等により本社債型種類株式を取得する場合、原則、同等以上の資本性資金調達を行う
議決権	なし
普通株式への転換権	なし

（注） 2031年9月30日までの期間における配当年率は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、固定配当年率に係る仮条件（年3.50%以上年4.00%以下）を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で条件決定日に決定されます。なお、当該仮条件は、当社が受領した本社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書ならびに当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等及び他の事業会社が発行した社債型種類株式の市場価格等を総合的に踏まえて決定しています。

また、当社は、本募集を踏まえ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、本募集による本社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、当該発行に係る払込期日と同日付にて、当該発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えることを決議しました。

なお、当社は本日付で「第1回社債型種類株式に関するご説明資料」及び「第1回社債型種類株式に関するQ&A」を公表しています。当社ホームページ（URL:<https://www.ana.co.jp/group/investors/irdata/disclosure/>）にも同内容を公表していますので、併せてご参照ください。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

I. 公募による第1回社債型種類株式の発行について

1. 募集株式の種類及び数 ANAホールディングス株式会社第1回社債型種類株式（以下「第1回社債型種類株式」という。）40,000,000株
2. 発行価格（募集価格）の総額 200,000,000,000円（1株につき5,000円）
3. 払込金額 1株につき4,875円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額
97,500,000,000円（1株につき2,437.5円）
増加する資本準備金の額
97,500,000,000円（1株につき2,437.5円）
5. 募集方法 国内における一般募集（以下「一般募集」という。）とし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
6. 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払い込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
7. 申込期間 条件決定日（下記第10項第（2）号に定義する。）の翌営業日（下記第10項第（2）号に定義する。）から2025年12月11日（木）まで
8. 払込期日 2025年12月12日（金）
9. 申込株数単位 100株
10. 優先配当金 （1）優先配当金
当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記録された第1回社債型種類株式を有する株主（以下「第1回社債型種類株主」という。）または第1回社債型種類株式の登録株式質権者（以下、第1回社債型種類株主と併せて「第1回社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、次号に定める配当率（10%を上限とする。以下「配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。また、2026年3

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日（同日を含む。）から 2026 年 3 月 31 日（同日を含む。）までの期間の日数につき、1 年を 365 日として日割計算を行い、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位は切り捨てるものとする。但し、2032 年 3 月 31 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、(i) 第 1 回社債型種類株式 1 株当たりの発行価格相当額に、次号(ii) (a) に定める配当年率を乗じて算出した額について、2031 年 4 月 1 日（同日を含む。）から 2031 年 9 月 30 日（同日を含む。）までの期間の日数につき、1 年を 366 日として行う日割計算により算出した額の金銭（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位は切り捨てるものとする。）、及び(ii) 第 1 回社債型種類株式 1 株当たりの発行価格相当額に、次号(ii) (b) に定める配当年率を乗じて算出した額について、2031 年 10 月 1 日（同日を含む。）から 2032 年 3 月 31 日（同日を含む。）までの期間の日数につき、1 年を 366 日として行う日割計算により算出した額の金銭（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位は切り捨てるものとする。）の合計額とする。）（以下「第 1 回社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に次項に定める第 1 回社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 配当年率

(i) 2031 年 3 月 31 日以前に終了する各事業年度に基準日が属する場合

年（未定。但し、年 3.50% 以上年 4.00% 以下を仮条件とし、条件決定日に決定する。）%（以下「固定配当年率」という。）

(ii) 2032 年 3 月 31 日に終了する事業年度に基準日が属する場合

(a) 2031 年 4 月 1 日（同日を含む。）から 2031 年 9 月 30 日（同日を含む。）までの期間

年（未定）%（固定配当年率）

(b) 2031 年 10 月 1 日（同日を含む。）から 2032 年 3 月 31 日（同日を含む。）までの期間

2031 年 9 月 30 日の 2 営業日前の日における 1 年国債金利（以下に定義する。）に（未定。但し、固定配当年率の決定時に適用される残存期間 5 年程度の 10 年国債の流通利回り（年 2 回複利ベース）への上乗せ幅（以下「当初スプレッ

この文書は第 1 回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

ド」という。)に、追加で1.00%を加えた値とし、条件決定日に決定する。) %を加えた率

(iii) 2032 年 4 月 1 日以降に終了する各事業年度に基準日が属する場合

各基準日が属する事業年度につき、その直前事業年度の末日の2営業日前の日(以下、上記(ii)(b)に基づき決定される配当年率の基準日と併せて「年率基準日」という。)における1年国債金利に(未定。但し、当初スプレッドに、追加で1.00%を加えた値とし、条件決定日に決定する。) %を加えた率

(注) 配当年率は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、上記の固定配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で 2025 年 11 月 21 日(金)から 2025 年 11 月 26 日(水)までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)に決定される。なお、当該仮条件は、当社が受領した第 1 回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書ならびに当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債等の市場価格等及び他の事業会社が発行した社債型種類株式の市場価格等を総合的に踏まえて決定した。

当社はその本店において、2031 年 10 月 1 日(同日を含む。)から 5 営業日以内に、上記(ii)(b)により決定された配当年率を、2032 年 4 月 1 日以降に終了する各事業年度の開始日(同日を含む。)から 5 営業日以内に、上記(iii)により決定された配当年率を、それぞれその営業時間中、一般の閲覧に供する。

「営業日」とは、銀行法により、日本において銀行の休日と定められたか、または休日とすることが認められた日以外の日をいう。

「1 年国債金利」とは、年率基準日のレートとして年率決定日(以下に定義する。)の東京時間午前 9 時 30 分以降に国債金利情報ページ(財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」

(https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcm.csv

)(その承継ファイル及び承継ページを含む。)または当該「国債金利情報」ページ(その承継ファイル及び承継ページを含む。)からリンク

この文書は第 1 回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

される日本国債の金利情報を記載したページもしくはダウンロードできるファイルをいう。)に表示される1年国債金利をいう。

ある基準日に係る年率決定日の東京時間午前10時に、年率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、または国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は年率決定日に参照国債ディーラー(当社が国債市場特別参加者(財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。)または市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者をいう。)に対し、年率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債(以下に定義する。)の売買気配の仲値の半年複利利回り(以下「提示レート」という。)の提示を求めるものとする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除いた残りの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。)とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者または3者である場合、当該事業年度に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入する。)とする。

当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利(但し、当該年率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該年率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利)を当該事業年度に適用される1年国債金利とする。

「年率決定日」とは、各年率基準日の翌営業日をいう。

「参照1年国債」とは、ある事業年度につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該事業年度の最終日またはその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、第1回社債型種類株主等に対して行う第1回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

当の額が当該事業年度に係る第1回社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「第1回社債型種類株式累積未払配当金」という。）。この場合の単利計算は、不足事業年度毎に、当該不足事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）から第1回社債型種類株式累積未払配当金が第1回社債型種類株主等に対して支払われる日（同日を含む。また、下記第12項第（1）号に定める残余財産の分配を行う場合、分配日をいう。）までの間について、当該不足事業年度に係る不足額に対して、当該不足事業年度に対応する前号(i)ないし(iii)に定める配当年率（不足事業年度が2032年3月31日に終了する事業年度である場合は前号(ii)(a)に定める配当年率及び前号(ii)(b)に定める配当年率を算術平均した年率とする。）で1年を365日（当該不足事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366日）として行う日割計算により算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。）を加算して行う。第1回社債型種類株式累積未払配当金については、本項第（1）号または次項に定める剰余金の配当に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき第1回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第1回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

（4） 非参加条項

第1回社債型種類株主等に対しては、第1回社債型種類株式優先配当金の額及び第1回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

11. 優先期中配当金

当社は、9月30日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記録された第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭（但し、2031年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、第10項第（2）号(ii)(a)に定める配当年率を乗じて算出した額について、2031年4月1日（同日を含む。）から2031年9月30日（同日を含む。）までの期間の日数につき、1年を366日として行う日割計算により算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。））（以下「第1回

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

社債型種類株式優先期中配当金」という。)を支払う。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第1回社債型種類株式優先期中配当金の額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。

12. 残余財産の分配 (1) 残余財産分配金

当社は、残余財産を分配するときは、第1回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回社債型種類株式1株につき、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額(以下に定義する。)の合計額を加えた額(以下「基準価額」という。)の金銭を支払う。

「経過配当金相当額」とは、分配日の属する事業年度の初日(2026年3月31日に終了する事業年度については、払込期日)(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの期間の日数に当該事業年度にその配当の基準日が属する第1回社債型種類株式優先配当金の額を乗じた額を365(当該分配日の属する事業年度がうるう年の2月29日を含む場合は366とする。但し、2026年3月31日に終了する事業年度については、払込期日(同日を含む。)から2026年3月31日(同日を含む。)までの期間の日数)で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。)(但し、分配日の属する事業年度が2032年3月31日に終了する事業年度であり、(i)分配日が2031年9月30日以前である場合は、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、第10項第(2)号(ii)(a)に定める配当年率を乗じて算出した額について、当該事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの期間の日数につき、1年を366日として行う日割計算により算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。))とし、また、(ii)分配日が2031年10月1日以降である場合は、第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、第10項第(2)号(ii)(a)に定める配当年率を乗じて算出した額について、当該事業年度の初日(同日を含む。)から2031年9月30日(同日を含む。)までの期間の日数につき、1年を366日として行う日割計算により算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。))、及び第1回社債型種類株式1株当たりの発行価格相当額に、第10項第(2)号(ii)(b)に定める配当年率を乗じて算出した額について、2031年10

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

月 1 日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの期間の日数につき、1 年を 366 日として行う日割計算により算出した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位は切り捨てるものとする。）の合計額とする。）をいう。但し、分配日の属する事業年度において第 1 回社債型種類株主等に対して第 1 回社債型種類株式優先期中配当金を支払うときは、その額（分配日が毎年 10 月 1 日から第 1 回社債型種類株式優先期中配当金に関する取締役会の決議の日の前日までの日である場合は、当該配当金の予想額として当社が 9 月 30 日時点で公表済みの額）を控除した額とする。

（2） 非参加条項

第 1 回社債型種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配を行わない。

1 3. 優先順位

当社の第 1 回社債型種類株式ないし第 6 回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

1 4. 議決権

第 1 回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

1 5. 種類株主総会の決議

- （1） 種類株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- （2） 会社法第 324 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- （3） 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第 1 回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- （4） 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第 1 回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、第 1 回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第 1 回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。

（a）当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）

この文書は第 1 回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(b) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

16. 取得条項 (会社による金銭対価の取得)

(1) 金銭対価の取得条項

当社は、下記 (a) または (b) のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第1回社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第1回社債型種類株式を取得するのと引換えに、第1回社債型種類株主に対し、第1回社債型種類株式1株につき、基準価額相当額の金銭を交付する。但し、当社は、(i) 取得日または振替取得日 (以下に定義する。) のいずれかと決済日 (以下に定義する。) が異なる暦年に属する取得を行うことができず、また(ii) 4月1日から6月30日までのいずれかの日を取得日または振替取得日とする取得は、当該振替取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当に係る取締役会の決議の日以降に限り行うことができる。

なお、本項において基準価額を算出する場合は、上記第12項第(1)号に定める「分配日」を「振替取得日」と適宜読み替えて、第1回社債型種類株式累積未払配当金の額及び経過配当金相当額を計算する。第1回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的方法によって、第1回社債型種類株主から取得すべき第1回社債型種類株式を決定する。

(a) 払込期日 (同日を含む。) から5年を経過した日が到来した場合 (2030年12月12日以降)

(b) 資本金性変更事由 (以下に定義する。) が生じ、かつ継続している場合

「振替取得日」とは、本項に規定する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第1回社債型種類株式の数の増加の記載もしくは記録がなされる日または当該取得に基づく全部抹消の通知により第1回社債型種類株式についての記載もしくは記録の抹消がなされる日をいう。

「決済日」とは、本項に規定する金銭対価の取得と引換えに支払われる金銭の交付日 (営業日に限る。) をいう。

「資本金性変更事由」とは、信用格付業者 (株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所またはそれらの格付業務を承継した者をいう。以下同じ。) のうち1社以上より、各信用格付業者における第1回社債型種類株式発行後の資本金性評価基準の変更に従い、第1回

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分 (作成された場合) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第1回社債型種類株式の発行時点において想定された資本金より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、または当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいう。

(2) 借換制限

当社は、当社が本項に規定する金銭対価の取得または特定の第1回社債型種類株主との合意もしくは会社法第165条第1項に規定する市場取引等による第1回社債型種類株式の取得（以下、本項に規定する金銭対価の取得と併せて「金銭対価取得」という。）を行う場合は、金銭対価取得を行う日以前12カ月間に、借換必要金額（以下に定義する。）につき、借換証券（以下に定義する。）を発行もしくは処分または借入れ（以下「発行等」という。）することにより資金を調達していない限り（但し、払込期日（同日を含む。）から5年を経過した日（2030年12月12日）以降において、以下の（a）及び（b）の要件をいずれも充足する場合を除く。）、当該金銭対価取得を行わない。

（a）金銭対価取得を行う時点で当社より公表（決算短信による公表を含む。）されている最新の連結会計年度末または四半期連結会計期間末の連結貸借対照表に基づいて計算される実質ネットデット・エクイティ・レシオ（以下に定義する。）が0.80倍を下回ること

（b）金銭対価取得を行う時点で当社より公表（決算短信による公表を含む。）されている最新の連結会計年度末または四半期連結会計期間末の連結貸借対照表に基づいて計算される調整後連結自己資本（以下に定義する。）が1兆3,270億円以上であること

「借換必要金額」とは、借換証券が普通株式の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額（以下に定義する。）をいい、借換証券が普通株式以外の場合には、金銭対価取得がなされる第1回社債型種類株式の評価資本相当額を、当該借換証券について各信用格付業者から承認を得た資本金（パーセント表示される。）で除して算出される額（信用格付業者毎に承認された資本金が相違することにより算出される額が異なる場合には、そのうちの大きい方の額）をいうものとし、普通株式と普通株式以外の借換証券を併せた発行等を行う場合は、それぞれの算式を準用する。

「借換証券」とは、以下の a. ないし c. の証券または債務をいう。但し、（i）以下の a. ないし c. のいずれの場合においても、借換証券であ

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

る旨を当社が公表している場合に限り、(ii)以下の a. または b. の場合においては、当社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社及び同条第7号に定める関連会社以外の者に対して発行等されるものに限り、(iii)以下の b. または c. の場合においては、第1回社債型種類株式の払込期日における第1回社債型種類株式と同等以上の当社における資本性を有するものと各信用格付業者から承認を得たものに限る。

a. 普通株式

b. 上記 a. 以外のその他の種類の株式

c. 上記 a. または b. 以外の当社のその他一切の証券及び債務

「実質ネットデット・エクイティ・レシオ」とは、調整後純有利子負債（以下に定義する。）を調整後連結自己資本に金銭対価取得後に残存する劣後債務及び社債型種類株式の評価資本相当額の合計を加算した値で除した値をいう。

「調整後連結自己資本」とは、連結貸借対照表に記載された純資産合計から、非支配株主持分、新株予約権及び各信用格付業者から資本性の承認を得た社債型種類株式の発行価格の総額を控除した額をいう。

「評価資本相当額」とは、社債型種類株式及び劣後債務のそれぞれにつき、その総額に各信用格付業者から承認を得た資本性（パーセント表示される。）を乗じた額（信用格付業者毎に承認された資本性が相違することにより算出される額が異なる場合には、そのうちの大きい方の額）をいう。

「調整後純有利子負債」とは、連結貸借対照表に記載された有利子負債（リース負債を含む。）から現預金、有価証券及び金銭対価取得後に残存する劣後債務の評価資本相当額の合計を控除し、金銭対価取得後に残存する社債型種類株式の評価資本相当額の合計を加算した額をいう。

(3) 取得の方法

当社は、本項に規定する金銭対価の取得を行う場合にあっては、取得日の1カ月前の日（当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日）までに、第1回社債型種類株主等に対して、取得日を通知するか、または公告しなければならない。

17. 株式の併合または 分割等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (2) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- (3) 当社は、第1回社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限る。)をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の普通株式と同種の株式を、第1回社債型種類株主等には第1回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第1回社債型種類株式と同種の株式(以下「株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式」という。)を、それぞれ同一の持分割合で交付する。但し、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式に係る当該株式移転の効力発生日が属する事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当については、株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式1株につき、(a)株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に配当年率を乗じて算出した額(但し、当社が当該株式移転の効力発生日が属する事業年度に属する日を基準日として第1回社債型種類株式優先期中配当金を支払った場合における当該支払額の控除その他の必要な調整を行うものとする。)及び(b)当該株式移転の効力発生日の前日における第1回社債型種類株式累積未払配当金の額を株式移転設立完全親会社第1回社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に応じて調整した額の合計額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位は切り捨てるものとする。)とする。

18. 自己の第1回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第1回社債型種類株主との合意により当該第1回社債型種類株主の有する第1回社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第1回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

19. 上場

第1回社債型種類株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定している。

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第1回社債型種類株式は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替株式とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、第1回社債型種類株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- 2 1. 取得格付 第1回社債型種類株式について、以下の信用格付を各信用格付業者から条件決定日付で取得する予定である。
- BBB (株式会社格付投資情報センター)
- BBB+ (株式会社日本格付研究所)
- 2 2. 上記各項のほか、公募による第1回社債型種類株式発行に関し取締役会の承認を要する事項は、今後取締役会において承認し、その他公募による第1回社債型種類株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役またはその選任する代理人に一任する。また、上記第10項第(2)号(i)に記載の仮条件が今後変更される場合は、その変更について代表取締役またはその選任する代理人に一任する。
- 2 3. 上記については、金融商品取引法に基づく発行登録追補書類の提出を条件とする。

<ご参考>

1. 本募集による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	484,293,561株
(2025年11月10日現在)	第1回社債型種類株式	0株
	合 計	484,293,561株
本募集による増加株式数	第1回社債型種類株式	40,000,000株
本募集後の発行済株式総数	普通株式	484,293,561株
	第1回社債型種類株式	40,000,000株
	合 計	524,293,561株

2. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

本社債型種類株式の発行による手取概算額193,940,000,000円については、2027年3月末までに、1,000億円を、拡大する航空需要の取り込み及び利益成長を目的として、ボーイング787型機(787-9型機及び787-10型機)、ボーイング777-9型機、ボーイング737-8型機、エアバスA320neo型機及びエアバスA321neo型機を中心とした航空機の導入に関する設備投資資金に、残額を自己株式の取得資金に充当する予定です。なお、自己株式の取得価額の総額は、1,500億円(上限)であり、当該自己株式取得は、コロナ禍における公募増資により普通株主の皆様から払い込まれた資本の一部返還及び普通株式の株式数削減を通じた1株当たり株主価値(1株当たり純利益)の向上を図るとともに、資本構成の最適化を目指し行うものであります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

当社の連結業績に与える影響は軽微ですが、上記「本資金調達等の背景と目的」に記載のとおり、今回の資金調達は当社の中長期的な成長と財務基盤の強化に資するものと考えます。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する還元を経営の重要課題として認識しています。利益配分については、当該期の業績動向に加え、将来の事業展開に備えた航空機等の成長投資の原資を確保しつつ、財務の健全性を維持することを前提に、フリー・キャッシュ・フローの水準等にも留意しながら、実施しています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、普通株式の配当については、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。また、この剰余金の配当の決定機関は株主総会です。

本社債型種類株式の配当については、中間配当と期末配当にて年2回の剰余金の配当を行います。本社債型種類株式の発行要項に従い、1株当たりの発行価格相当額に、ブックビルディング方式と同様の方式に基づいて条件決定日に決定される配当年率を乗じて算出される額の配当金を支払います。

(3) 内部留保資金の使途

当社は、安定的な経営を継続するために、自己資本の拡充に努め、財務基盤の安定性を高めることを重要な経営課題と位置づけております。大規模なパンデミックの再来に耐えられる強固な財務体質構築に資する内部留保を確保しつつ、将来の持続的成長に向けた設備投資へ戦略的に活用するとともに、安定した継続配当へ充当してまいります。

(4) 過去3決算期間の普通株式の配当状況等

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり連結当期純利益	190.24円	335.09円	325.58円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	— (—)	50.00円 (—)	60.00円 (—)
実績連結配当性向	—	14.9%	18.4%
自己資本連結当期純利益率	10.8%	16.5%	14.1%
連結純資産配当率	—	2.5%	2.6%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上における期首の純資産合計から非支配株主持分を控除した額及び期末の純資産合計から非支配株主持分を控除した額の平均）で除した数値であります。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 連結純資産配当率は、年間配当金総額を連結純資産（期首の純資産の部合計と期末の純資産の部合計の平均）で除した数値であります。
5. 2023 年 3 月期の実績連結配当性向及び連結純資産配当率については無配のため記載しておりません。
6. 1 株当たり情報の算出にあたっては、株式交付信託が所有する当社普通株式を控除しております。

4. その他

（1）配分先の指定

該当事項はありません。

（2）潜在株式による希薄化情報等

当社は、2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行しております。なお、直近（2025年9月30日現在）の発行済株式総数474,346,533株（自己株式を除きます。なお、ANAグループ従業員持株E S O P 信託及び役員株式給付信託等の当社以外が保有する当社株式は自己株式に含めておりません。）に対する下記転換価額に基づく潜在株式数の比率は11.38%となります。

2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の状況（2025年9月30日現在）

新株予約権付社債の残高	払込期日	償還日	転換価額	資本組入額
150,000,000,000円	2021年12月10日 (ロンドン時間)	2031年12月10日 (ロンドン時間)	2,779.2円	1,390円

（3）過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	2,547.5円	2,880.0円	3,190円	2,783.0円
高 値	3,022円	3,510円	3,204円	3,042円
安 値	2,337.0円	2,757.0円	2,596.5円	2,509.5円
終 値	2,876.0円	3,210円	2,759.5円	2,878.0円
株価収益率	15.1倍	9.6倍	8.5倍	—

- （注） 1. 株価は、2022 年 4 月 3 日以前は東京証券取引所市場第一部におけるもの、また 2022 年 4 月 4 日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであり、2026 年 3 月期の株価は、2025 年 11 月 7 日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2026 年 3 月期に関しては、期中であるため株価収益率は表示しておりません。

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

II. 資本金及び資本準備金の額の減少について

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、上記「I. 公募による第1回社債型種類株式の発行について」に記載のとおり、本募集を本日付で決議していますが、これを踏まえ、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、本募集による第1回社債型種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、当該発行に係る払込期日と同日付にて、当該発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行い、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）を決議しました。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

97,500,000,000円

なお、本募集により、資本金の額が97,500,000,000円増加しますので、効力発生日後の資本金の額は当該効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少すべき資本準備金の額

97,500,000,000円

なお、本募集により、資本準備金の額が97,500,000,000円増加しますので、効力発生日後の資本準備金の額は当該効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第3項ならびに会社法第448条第1項及び第3項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

2025年11月10日（月）	取締役会決議
2025年11月11日（火）	資本金及び資本準備金の額の減少に係る債権者異議申述公告
2025年12月11日（木）	資本金及び資本準備金の額の減少に係る債権者異議申述最終期日
2025年12月12日（金）	資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金を「その他資本剰余金」の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はありません。

以 上

この文書は第1回社債型種類株式に係る発行決議ならびに資本金及び資本準備金の額の減少に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

また、この文書は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社または売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。